

（原動機及び動力伝達装置）

第八条 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。
- 3 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一小型特殊自動車の項第二号に掲げる自動車をいう。以下同じ。）並びに最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する二個以上のばねその他の装置を備えなければならない。
- 4 次の自動車（最高速度が九十キロメートル毎時以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。
 - 一 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のもの
 - 二 前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車
- 5 前項の速度抑制装置は、自動車が九十キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第10条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ 原動機の始動が著しく困難なもの

ロ 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの

ハ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの

ニ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの

ホ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの

ヘ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの

ト クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの

チ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの

リ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの

ヌ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの

ル 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの

ヲ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの

ワ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの

カ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの

ヨ 自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの

タ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの

レ 別添 95「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの

ソ 別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの

二 自動車の最高速度時における推進軸の回転数は、その推進軸の危険回転数の 75 % 以下であること。

2 速度抑制装置の速度制御性能等に関し、保安基準第8条第5項の告示で定める基準は、別添 1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に掲げる基準とする。

（原動機及び動力伝達装置）

第88条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- 一 原動機の始動が著しく困難なもの
 - 二 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの
 - 三 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの
 - 四 エア・クリーナが取り外されているもの
 - 五 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの
 - 六 冷却装置に著しい水漏れがあるもの
 - 七 ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの
 - 八 クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はリリースのダストブーツが損傷しているもの
 - 九 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの
 - 十 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの
 - 十一 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの
 - 十二 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
 - 十三 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
 - 十四 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの
 - 十五 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの
 - 十六 自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの
 - 十七 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェンに著しい緩みがあるもの
 - 十八 別添95「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
 - 十九 別添96「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
- 2 速度抑制装置の速度制御性能等に関し、保安基準第8条第5項の告示で定める基準は、別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に掲げる基準とする。

（原動機及び動力伝達装置）

第 166 条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第 8 条第 1 項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- 一 原動機の始動が著しく困難なもの
 - 二 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの
 - 三 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの
 - 四 エア・クリーナが取り外されているもの
 - 五 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの
 - 六 冷却装置に著しい水漏れがあるもの
 - 七 ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの
 - 八 クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はリリースのダストブーツが損傷しているもの
 - 九 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの
 - 十 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの
 - 十一 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの
 - 十二 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
 - 十三 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
 - 十四 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの
 - 十五 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの
 - 十六 自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの
 - 十七 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの
 - 十八 別添 95「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
 - 十九 別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
- 2 速度抑制装置の速度制御性能等に関し保安基準第 8 条第 5 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 平成 15 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車であって別添 1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」又は別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6.に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイ（以下「確認ランプ等」という。）が装備されているものを含む。）にあつては、次に掲げるイ及びロの基準に適合すること。
 - イ 確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措

置が自動車に適正に施されていること。

- ロ 別添 1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」の「5. 表示」に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。
- 二 平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（確認ランプ等が装備されている自動車を除く。）にあつては、次に掲げるイからハまでの全ての基準に適合すること。ただし、別途国土交通大臣が定める自動車については、この限りでない。
- イ 公的試験機関が発行した別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」による試験成績書により別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合していることが確認できること。
 - ロ 試験成績書に記載されている速度抑制装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。
 - ハ 別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」中「5. 表示」に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。
- 三 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
- イ 速度抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの
 - ロ 自動車使用者等により設定速度の変更又は解除ができるもの